

東京オリンピック・パラリンピックと国際課税

令和元年も残すところあと僅か、来年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。これらの大会の円滑な準備及び運営を支援するため、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）関係者をはじめ、来日する大会関係者である非居住者及び外国法人を対象として、大会関連活動に掛かる所得を所得税・法人税等の課税所得としないとする課税の特例が令和元年度の税制改正で創設されています。法人税は、「恒久的施設を有する外国法人のうち、令和2年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成31年4月1日から令和2年12月31日までの間に開始する各事業年度の法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。」（措法67の16の2）、所得税は、「令和2年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に関する業務をいう。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住

者で政令で定めるものの所得税法第161条第1項第12号イ又は第17号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの（平成31年4月1日から令和2年12月31日までの間における当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。」（措法41条の23）

その根拠として、大会関係者等の国内源泉所得に対する我が国での課税とその者の居住地国での課税による国際的二重課税の排除を、租税条約を締結していない全世界の国・地域を網羅するための特別な対応であり、これまでの開催国においても同様の措置が講じられているとのことです。国際的二重課税の排除なら「外国税額控除方式」か「外国税額損金算入方式」で二重課税の回避が可能では？フランスやシンガポール等では国外所得免税では？そもそも国の課税権の放棄では？とか。税理士として余計な詮索をしまいそうですが、何はともあれ56年ぶりに東京で開催される特別なスポーツの祭典が日本及び東北に勇気と希望を与えてくれんことを願わずにはられません。（渡邊 弘一）